

## 西宮市企業立地促進条例に定める奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市企業立地促進条例（平成24年西宮市条例第29号。以下「条例」という。）及び西宮市企業立地促進条例施行規則（平成24年西宮市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、奨励金に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請等の添付書類等)

第2条 条例第4条第1項の事業者指定申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の事業計画書は、様式第2号のとおりとする。

3 規則第4条第1項のその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。ただし、市長が書類の提出が困難と認める場合は、他の書類をもって代えることができる。

(1) 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(2) 定款

(3) 過去3年分の財務諸表等

(4) 事業内容が確認できる会社概況書

(5) 対象施設の位置及び建物の配置を記した図面

(6) 対象施設の土地及び建物の売買契約書又は請負契約書の写しと完成引渡書の写し

(7) 建築確認済証の写し、登記簿の写し等、延床面積が確認できる書類

(8) 指定申請において償却資産が含まれる場合にあっては、対象償却資産が確認できる書類

(9) その他所管局長が必要と認める書類

4 規則第4条第2項の事業者指定通知書は、様式第3号のとおりとする。

5 規則第4条第2項の指定をしない旨の決定をしたときは、事業者指定不採択通知書（様式第4号）をもって行うものとする。

6 規則第4条第3項の指定事項変更等申請書は、様式第5号のとおりとする。

7 前項の規定による申請の承認の通知は、指定事項変更等承認通知書（様式第6号）をもって行うものとする。

(奨励金の交付申請の添付書類等)

第3条 規則第7条の奨励金交付申請書は、様式7号のとおりとする。

2 規則第7条の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 交付申請の対象期間における各年度の固定資産税・都市計画税の納税証明書

(2) 雇用従業者の雇用が期間の定めのない労働契約であることを証明するもの

(3) 市税の納付状況証明書

(4) その他所管局長が必要と認める書類

(指定事業者取消しの通知)

第4条 規則第4条第3項に規定する中止、又は廃止の申請があった場合の指定の取消しの通知は、指定事業者取消し通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(地位の承継等の添付書類等)

第5条 規則第6条第1項の指定事業者地位承継承認申請書は、様式第9号のとおりとする。

2 規則第6条第2項の指定事業者地位承継承認通知書は、様式第10号のとおりとする。

(委任)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、所管局長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

2 この要綱は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

3 平成35年3月31日以前に対象事業所の操業を開始した指定事業者については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。